

蒲水第379号
令和4年9月30日

蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者様
蒲郡市下水道排水設備指定工事店様

蒲郡市上下水道部長

給水装置工事及び排水設備工事における留意事項について（通知）

給水装置工事及び排水設備工事において、重大な過失により指定の効力の停止処分を科している事例が複数発生しています。下記のことについて十分留意し、上下水道使用者の信用を失墜することがないようにしてください。

記

1 無承諾工事の禁止

給水装置工事及び排水設備工事は、それぞれの事業者の承諾又は確認を得、所定の手続きを経て施工します。これらを怠り施工した場合は、条例によりその行為をした者又はさせた者に対し、5万円以下の過料を科すことがあります。さらに、指定工事事業者等にあつては、規程等により指定の取り消しとなることがあります。

2 不正又は不誠実な行為の禁止

給水装置工事及び排水設備工事からんで、社会通念上、不正又は不誠実とされる行為が確認された場合は、規程等により指定の取り消しとなることがあります。

また、指定の効力を停止するに至らない程度の不正又は不誠実な行為であっても、繰り返される場合には、指定の効力を停止します。

今後、給水装置工事及び排水設備工事に伴い所定の手続きを行う場合は市が保有している図面と実際の配管を確認し差異の訂正と施工基準に沿った手続きをお願いします。

加えて、給水のみ排水のみの手続きの場合にも給水及び排水両方の現況の確認をお願いします。

担当 上下水道部水道課経営給水係
長田、石川

電話 0533-66-1210

担当 上下水道部下水道課排水設備係
坂口、徳永

電話 0533-66-1140